

大和市告示第114号

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年6月3日

大和市長 大 木 哲

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成21年大和市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「を修業し」を「の修業が予定され」に改める。

第3条中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) シスコシステムズ合同会社によるシスコ認定資格

(13) 特定非営利活動法人エルピーアイジャパンによるLPⅠ認定資格

第5条各号中「12月」を「12か月」に改める。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（令和3年度に修業を開始した場合における対象者等の特例）

- 2 大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和3年大和市告示第114号）の施行の日（次項において「改正要綱施行日」という。）から令和4年3月31日までの間に養成機関等において修業を開始した者に対する第2条の規定の適用については、同条第2号中「1年」とあるのは「6月」とする。
- 3 改正要綱施行日から令和4年3月31日までの間に養成機関等において修業を開始した対象者に対する第5条の規定の適用については、同条各号中「12か月」とあるのは「12か月（その期間が12か月未満であるときは、当該期間）」とする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。